

東海第二発電所の原子炉設置変更許可申請の補正について (有毒ガス防護に係る規則改正への対応)

当社は、2022年4月27日、東海第二発電所の敷地内外において、予期せず有毒ガスが発生した場合の防護対策として酸素呼吸器の配備等を実施することを追加した原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

(2022年4月27日 お知らせ済み)

その後の審査を踏まえ、本日、記載の一部を適正化した原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出しました。

今回の補正にあたり、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」(安全協定)に基づく新增設等計画書(変更)を茨城県および東海村に提出しています。

なお、今回の補正に伴う設備の変更や改造工事はありません。

当社としては、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、引き続き、原子力規制委員会の審査に真摯に対応するとともに、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまのご理解を得られるよう説明を尽くしてまいります。

以上